

大変、遅くなりました。ご回答申し上げます。

日本共産党衆議院17区候補 新井杉生

1-1

2000年に採択された「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」に定められた定義です。

1-2

・被害にあう子どもをつくらない。・児童ポルノを流通・販売・頒布・流布させた者を、法律に基づいて処罰する。・社会をあげてその子どもの権利を回復しケアすること。

1-3

いぜん「児童ポルノ大国」と言われていましたが、国内法を整備してとりくんでいることは評価されると思います。ですから、矛盾ではないでしょう。

1-4

取締は、警視庁。保護とケアは、厚労省。協力することです。

2-1

一概に言えませんが、国連の「選択的議定書」に抵触するものなら、児童虐待、児童ポルノとして規制すべきです。

2-2

裁判所も、猥褻と芸術の区別がむつかしいようです。何を規制するか慎重にすべきです。ゆきすぎは、正しくないと思います。

2-3

国際的基準にあわせて厳格化は必要です。

3-1

学校におけるイジメは根絶されなくてはなりません。学校関係者の安全配慮義務を明確にした学校安全法の制定が必要と思っています。

3-2

貧困と学力に相関関係があると言われていています。就学援助の拡充、児童手当の増額、ひとり親家庭への援助、かえす必要のない奨学金、高校や大学の授業料の無料化などが必要です。

3-3

有効だと思います。ただ、背景に格差と貧困の広がりがありますので、親が安心して子育てできる社会をつくることがどうしても必要です。また、親への相談、支援体制の強化も緊急課題です。

3-4

許されません。

4-1

「疑わしければ捨てる」という発言は、乱暴です。でも、「罰刑法定主義の原則に反する」とは言えないでしょう。

5-1

あります。

5-2

日弁連などの法曹関係者や犯罪心理学者などの専門家の参加は必要です。

5-3

児童ポルノは容認できません。ただ、法律で一律に規制すればいいというものでもありません。児童ポルノを許さないという国民的合意が必要です。研究審議会でも議論することも、社会的啓発をする上では有意義と言えらると思います。

6-1

極めて遺憾なことです。ただし、その新聞社が誤りをみとめ、それを紙上で公開したことは評価しています。

6-2

その団体の自主性の問題でしょう。

6-3

わが党は、そのような取組みをする立場にありません。私は、国会をはじめ政府に働きかけてまいります。

6-4

18歳以下とするのが合理的でしょう。